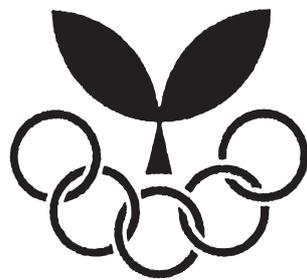
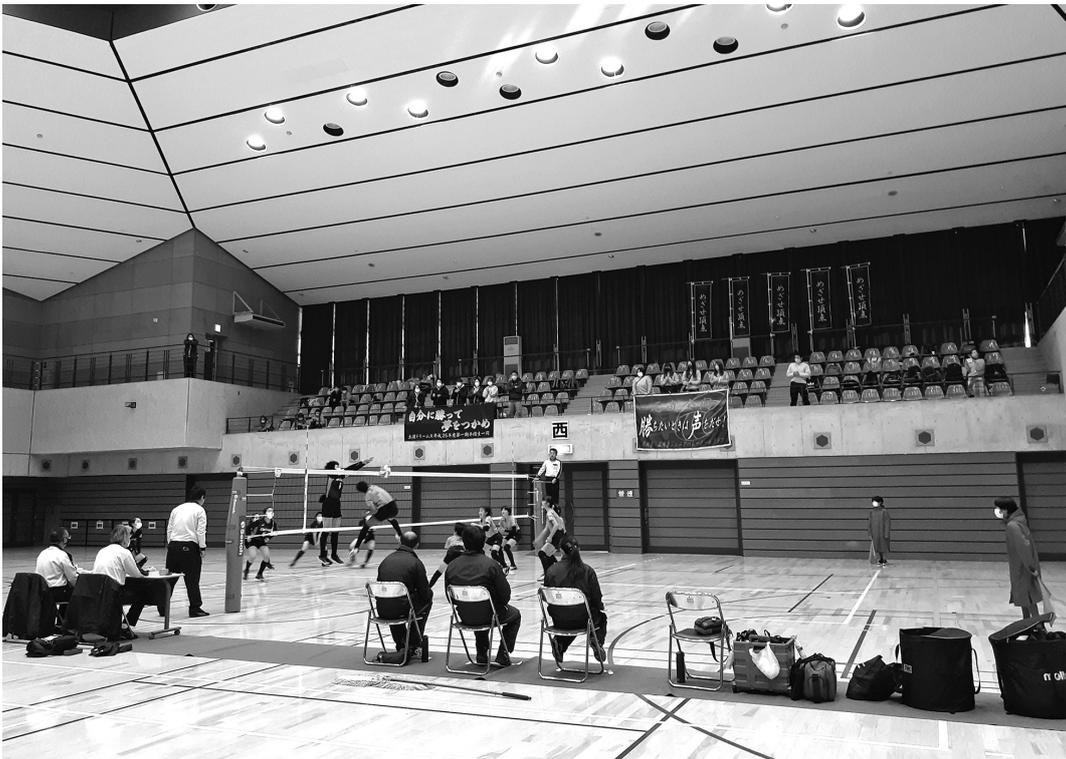


令和 2 年度

茨城県スポーツ少年団要覧



公益財団法人茨城県体育協会
茨城県スポーツ少年団

日本スポーツ少年団 指導者綱領

1. わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
1. わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
1. わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
1. わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
1. わたくしたちは、スポーツを愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。

日本スポーツ少年団 団員綱領

1. わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだと心を養います。
1. わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、りっぱな人間になります。
1. わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
1. わたくしたちは、スポーツのよろこびを学び、友情と協力を大切にします。
1. わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくります。

あいさつ



公益財団法人茨城県体育協会
茨城県スポーツ少年団本部長

高山 能昌

日頃からスポーツ少年団活動を通して、青少年のスポーツ振興とその健全育成に、献身的に取り組んでいただいている指導者並びに関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

さて、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、茨城県でも開催される予定でした東京2020オリンピック・パラリンピックが1年の延期となり、本県スポーツ少年団諸事業においても、第37回茨城県スポーツ少年団スポーツ大会バレーボール競技のみの開催となり、他の事業は中止や延期を余儀なくされる状況になりました。

スポーツ少年団活動の休止や自粛など、団員及び指導者・スタッフ・役員の方々には、スポーツをしたくても出来ない、苦しい1年だったかと思います。

皆様には、例年とは異なる諸事業の対応に関しましても、ご理解ご協力を賜りまして深く感謝申し上げます。

また、本年度は、新登録システムの稼働初年度として、何かとご不便をお掛けしたかと思います。引き続き日本スポーツ少年団と連携を密に取りながら、指導者並びに関係者の皆様が使いやすいシステムとなりますよう対応していきたいと思っております。

「スポーツは世界共通の人類の文化である」とスポーツ基本法の前文に謳われているように、コロナ禍においても、本県スポーツ少年団関係者の皆様にはスポーツを興じ、スポーツに親しむ時間を創り出すことが出来るよう、努めて参りたいと思っております。

最後に、関係者各位のご支援ご協力に対し重ねて御礼申し上げますとともに、各スポーツ少年団の一層のご発展を祈念いたしまして、巻頭の言葉といたします。

目 次

茨城県スポーツ少年団設置規程	1
歴代本部長・副本部長	4
茨城県スポーツ少年団常任委員会名簿（令和元・2年度）	5
茨城県スポーツ少年団委員名簿（令和元・2年度）	6
茨城県スポーツ少年団指導者協議会規程	7
茨城県スポーツ少年団指導者協議会運営委員会名簿（令和元・2年度）	8
茨城県スポーツ少年団専門委員会規程	9
茨城県スポーツ少年団専門委員会名簿（令和元・2年度）	10
茨城県スポーツ少年団リーダー会規約	11
令和2年度茨城県スポーツ少年団リーダー会員名簿	13
令和2年度茨城県スポーツ少年団登録数一覧	14
令和2年度都道府県別登録数	15
茨城県スポーツ少年団・単位団・団員・指導者数の推移	17
令和2年度登録市町村スポーツ少年団一覧	18
スタートコーチインストラクター・旧スポーツ少年団認定育成員名簿	20
スポーツ少年団登録規程	22
スポーツ少年団登録規程施行細則	23
日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程	26
日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程第10条第2項に定める活動単位表	30
関東ブロックスポーツ少年団大会・諸会議年度別開催都県一覧	31

茨城県スポーツ少年団設置規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、公益財団法人茨城県体育協会定款第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づいて設置された、茨城県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関することを定める。

第 2 条 本団は、本団に登録したスポーツ少年団によって構成された市町村の組織を総括し、代表する。

第 2 章 目 的

第 3 条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成に資することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 4 条 本団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と組織化
- (4) スポーツ少年団の全県的行事の実施
- (5) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (6) スポーツ少年団の県外交流及び国際交流の実施
- (7) スポーツ少年団の顕彰
- (8) 関係団体との連携
- (9) その他目的達成に必要な事業

第 5 条 本団は、前条の事業に関しては、決定及び実施の権限を有する。ただし、本団の事業実施の基本方針及び予算・決算並びにその変更については、公益財団法人茨城県体育協会の承認を得るものとする。

第 4 章 登 録

第 6 条 本団への加入は、登録をもって行う。

- 2 本団へ加入したスポーツ少年団は日本スポーツ少年団へ加入する。
- 3 登録は、毎年度これを更新する。

第 7 条 登録の認定並びに取消し、その他登録に関しては別に定める。

第 5 章 役 員

第 8 条 本団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1 名

- (2) 副本部長 3 名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 委 員 110 名以内

第9条 各市町村スポーツ少年団は、委員1名を選出する。

- 2 前項のほか公益財団法人茨城県体育協会長の指名する若干名を委員とする。
- 3 本部長は前2項のほか、委員総会に諮って次の者を委員に委嘱する。
 - (1) 指導者協議会から若干名
 - (2) 学識経験者から 若干名
- 4 市町村スポーツ少年団が選任した委員が本部長、副本部長又は常任委員に就任したときは、委員の資格を失う。この場合、その後任は、第1項の規定に伴いその者の属する市町村スポーツ少年団が選任する。

第10条 本部長並びに副本部長は、委員総会で推挙し、公益財団法人茨城県体育協会長が委嘱する。

- 2 本部長は、本団を代表し、団務を総括する。
- 3 本部長並びに副本部長は、就任と同時に常任委員となる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理する。

第11条 常任委員は、委員の中から委員総会において選出し、本部長が委嘱する。

第12条 常任委員は、常任委員会を組織して、本団の団務を執行する。

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第 6 章 会 議

第14条 委員総会は毎年1回開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。ただし、本部長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

- 2 委員総会は、本団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を議決する。
- 3 常任委員は、委員総会に出席して意見を述べることができる。

第15条 委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に委員を招集しなければならない。

第16条 委員総会は、委員の現在数の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

- 2 委員が委員総会に出席できないときは、議決権を委任することができる。

第17条 委員総会の議事は、出席委員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

第18条 常任委員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集し議長となる。

2 常任委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

第19条 常任委員会は、常任委員の現在数の2分の1以上出席しなければ開会することができない。

2 常任委員会の議事は、出席常任委員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

3 常任委員が常任委員会に出席できないときは、他の常任委員に議決権を委任することができる。

第 7 章 専 門 委 員 会

第20条 本団に次の専門委員会を置く。

- (1) スポーツ交流委員会
- (2) 上級リーダー指導委員会
- (3) 普及・広報委員会

2 前項のほか常任委員会の議決を経て必要な専門委員会を設けることができる。

3 専門委員会の決定事項は、常任委員会の承認を得なければならない。

4 専門委員会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第 8 章 指 導 者 協 議 会

第21条 本団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。

2 指導者協議会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第 9 章 会 計

第22条 本団の会計は、公益財団法人茨城県体育協会の公益目的事業会計とし、登録料、補助金及び寄付金をもって支弁し、公益財団法人茨城県体育協会会計規則に基づき処理する。

第 10 章 事 務 局

第23条 本団の事務は、公益財団法人茨城県体育協会事務局において処理する。

第 11 章 本 規 程 の 変 更

第24条 この規程は、常任委員会及び委員総会において3分の2以上の同意を得たのち、公益財団法人茨城県体育協会理事会の承認を得なければ変更することができない。

付 則

この規程は、昭和52年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、昭和60年3月22日から施行する。

付 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

歴代本部長・副本部長

◎歴代本部長

初代本部長 川津 輝雄氏 (昭和38年4月～昭和42年3月)	第5代本部長 青木來三郎氏 (昭和47年5月～平成5年4月)
第2代本部長 豊島勝之助氏 (昭和42年4月～昭和44年3月)	第6代本部長 手塚 克彦氏 (平成5年5月～平成19年3月)
第3代本部長 岩佐 巖氏 (昭和44年4月～昭和45年3月)	現本部長 高山 能昌氏 (平成19年4月～)
第4代本部長 黒沢良一郎氏 (昭和45年4月～昭和47年4月)	

◎歴代副本部長

須田 力男氏(昭和38年4月～昭和42年3月)	清水 猛氏(平成4年4月～平成7年3月)
田中 義雄氏(昭和40年4月～昭和42年3月)	清水 保男氏(平成4年4月～平成5年3月)
黒沢良一郎氏(昭和42年4月～昭和44年3月)	入江 進氏(平成5年4月～平成7年3月)
(昭和47年5月～昭和50年3月)	平根 治氏(平成7年4月～平成9年3月)
鈴木 清氏(昭和46年4月～昭和49年3月)	五藤 晃氏(平成7年4月～平成9年3月)
飯島 利武氏(昭和42年4月～平成24年4月)	坪 秀雄氏(平成9年4月～平成12年3月)
安部 哲也氏(昭和44年4月～昭和46年3月)	田口 定男氏(平成9年4月～平成11年3月)
安原 昇氏(昭和46年4月～昭和47年3月)	石川 弘容氏(平成11年4月～平成13年3月)
吉田 四郎氏(昭和49年4月～昭和52年3月)	大津 一信氏(平成13年4月～平成15年3月)
櫻村 旭光氏(昭和50年4月～昭和53年3月)	綿引 三郎氏(平成12年4月～平成14年3月)
高丸 隆氏(昭和52年4月～昭和54年3月)	萩野谷 茂氏(平成14年4月～平成16年3月)
飯田 武夫氏(昭和54年4月～昭和57年3月)	小祝 正興氏(平成15年4月～平成16年3月)
高島 耕義氏(昭和56年4月～昭和57年3月)	高野 茂氏(平成16年4月～平成18年3月)
入江信太郎氏(昭和57年4月～昭和60年3月)	小松崎利夫氏(平成16年4月～平成19年3月)
宮田 篤雄氏(昭和57年4月～昭和60年3月)	綿引 克次氏(平成18年4月～平成20年3月)
加藤 正芳氏(昭和60年4月～昭和61年3月)	半井 清夫氏(平成19年4月～平成23年3月)
高野 拓氏(昭和60年4月～平成元年3月)	寺門 巧氏(平成20年4月～平成23年3月)
高倉 知義氏(昭和61年4月～昭和63年3月)	市川 浩之氏(平成23年4月～平成24年3月)
松田 玄氏(昭和63年4月～平成元年3月)	飯屋 茂氏(平成23年4月～令和2年3月)
外岡 正幸氏(平成元年4月～平成2年3月)	市村 仁氏(平成24年4月～平成29年6月)
梅澤 秀夫氏(平成元年4月～平成4年3月)	糸賀 睦夫氏(平成25年4月～)
金塚 文雄氏(平成2年4月～平成3年3月)	坂巻 喜好氏(平成29年6月～)
大津 昭氏(平成3年4月～平成4年3月)	

茨城県スポーツ少年団常任委員会名簿

(令和元・2年度)

No.	役職名	氏名	備考	No.	役職名	氏名	備考
1	本部長	高山能昌	県体協副会長	19	常任委員	柴崎清一	下妻市
2	副本部長	坂巻喜好	県体協事務局長	20	〃	恩田實	桜川市
3	〃	糸賀睦夫	つくば市本部長	21	〃	宮下護	県軟式野球連盟
4	常任委員	鈴木孝子	指導者協議会 運営委員会委員長	22	〃	関仁一	県小学生バレーボール連盟
5	〃	額賀茂樹	指導者協議会	23	〃	増田利一	(公財) 県サッカー協会
6	〃	川島信義	指導者協議会	24	〃	塚原美光	(一社) 県バスケットボール協会
7	〃	宮下英彌	指導者協議会	25	〃	瀬谷修	県ソフトボール協会
8	〃	峰淳一	指導者協議会	26	〃	上竹節	県卓球連盟
9	〃	友部静江	女性指導者	27	〃	松本克輝	県柔道連盟
10	〃	水野幸男	上級リーダー指導委員会	28	〃	小松崎一郎	(一財) 県剣道連盟
11	〃	五十嵐雅高	ひたちなか市	29	〃	小堀英樹	県空手道連盟
12	〃	藤田佳史	常陸大宮市	30	〃	竹内芳夫	(一社) 県水泳連盟
13	〃	阿部輝夫	常陸太田市	31	〃	柏崎勝美	(一財) 茨城陸上競技協会
14	〃	舟生東光	高萩市	32	〃	及川謙治	県レスリング協会
15	〃	味原俊男	鉾田市	33	〃	相馬由和	県バドミントン 少年団連盟
16	〃	小野孝志	鹿嶋市	34	〃	額賀富雄	県ソフトテニス連盟
17	〃	酒井一浩	龍ヶ崎市	35	〃	古谷野好栄	県少林寺拳法連盟
18	〃	井坂隆	土浦市	36	〃	野田浩太郎	県保体課 課長補佐

茨城県スポーツ少年団委員名簿

(令和元・2年度)

No.	市町村名	氏名	市町村内役職	No.	市町村名	氏名	市町村内役職
1	水戸市	幡谷定俊	本部長	23	石岡市	菱沼一夫	副本部長
2	笠間市	柿長敬一	本部長	24	取手市	久下沼稔	本部長
3	ひたちなか市	清水敏治	副本部長	25	牛久市	櫻井孝之	副本部長
4	那珂市	渡辺弘恵	本部長	26	稲敷市	墳崎一	本部長
5	常陸大宮市	檜山勝昭	副本部長	27	かすみがうら市	古田健一	本部長
6	茨城町	横田義一	本部長	28	つくば市	寺口謙一	副本部長
7	小美玉市	額賀茂樹	本部長	29	つくばみらい市	鈴木茂徳	本部長
8	大洗町	米川恒男	本部長	30	守谷市	長谷川信市	本部長
9	大子町	荒井正治	本部長	31	阿見町	永井義一	本部長
10	城里町	和田雅治	本部長	32	河内町	野澤良治	本部長
11	東海村	照沼豪	本部長	33	利根町	佐々木光善	本部長
12	常陸太田市	富永尚司	副本部長	34	美浦村	葉梨輝夫	本部長
13	日立市	西村和文	副本部長	35	筑西市	栗原浩	本部長
14	高萩市	小野光一	副本部長	36	下妻市	柴崎清一	本部長
15	北茨城市	滝伸一	本部長	37	結城市	谷嶋幸雄	本部長
16	鉾田市	鬼澤寛	副本部長	38	古河市	八代敏夫	本部長
17	鹿嶋市	所畑茂	副本部長	39	坂東市	森久雄	本部長
18	潮来市	小高孝浩	常任委員	40	桜川市	安達竹夫	会計
19	神栖市	佐藤幸男	本部長	41	常総市	増田利一	本部長
20	行方市	塙日出男	副本部長	42	八千代町	相沢俊一	本部長
21	龍ヶ崎市	菊地光夫	副本部長	43	五霞町	中島則光	本部長
22	土浦市	大野憲久	副本部長	44	境町	福島洋二	本部長

茨城県スポーツ少年団指導者協議会規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人茨城県体育協会茨城県スポーツ少年団設置規程第21条に規程された指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

(目 的)

第2条 協議会は、茨城県スポーツ少年団登録指導者（以下「指導者」という。）相互の連帯と資質、指導力の向上並びに指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議し、茨城県スポーツ少年団に意見を具申する。

- (1) 指導者の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換、広報に関すること。
- (3) 指導者の社会的地位の向上に関すること。
- (4) 指導者の安全対策に関すること。
- (5) 指導者の育成策の研究に関すること。
- (6) 指導法と指導技術の研究開発に関すること。
- (7) その他前各号に関連すること。

(構 成)

第4条 協議会は、各市町村スポーツ少年団指導者協議会をもって構成する。ただし、未組織市町村も含む。

(運営委員会)

第5条 協議会に運営委員会をおく。

2 運営委員会は、必要に応じて随時これを開催することができる。

3 運営委員会の議事は、出席した運営委員の合意で決定する。

(運営委員会の構成)

第6条 運営委員会は、次の運営委員で構成する。

委 員 長	1 名
副 委 員 長	5 名以内
運 営 委 員	13 名以内

(運営委員会の選出)

第7条 運営委員は、第4条に定める代表のうちから選出する。

2 前項のほか、委員長は茨城県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、学識経験者から若干名の運営委員を委嘱することができる。

3 委員長及び副委員長は、運営委員の互選で決める。委員長は運営委員会の議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(任 期)

第8条 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(顧 問)

第9条 運営委員会には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、運営委員会に出席して意見を述べるることができる。

(規程の変更)

第10条 この規程は茨城県スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

付 則

この規程は、昭和60年3月22日から施行する。

付 則

この規程は、平成11年4月27日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

茨城県スポーツ少年団指導者協議会運営委員会名簿

(令和元・2年度)

No.	役職名	氏名	備考	
1	委員長	鈴木孝子	県北地区 (日立市本部長)	
2	副委員長	額賀茂樹	水戸地区 (小美玉市本部長)	
3	副委員長	川島信義	鹿行地区 (行方市本部長)	
4	副委員長	宮下英彌	県南地区 (牛久市本部長)	
5	副委員長	峰 淳一	県西地区 (古河市副本部長)	
6	委員	柿長敬一	水戸地区 (笠間市本部長)	
7	委員	大岡紀一	水戸地区 (大洗町顧問)	
8	委員	荒井正治	水戸地区 (大子町本部長)	
9	委員	菱沼一夫	県南地区 (石岡市副本部長)	
10	委員	鈴木 誠	県南地区 (つくば市副本部長)	
11	委員	谷 嶌 幸 雄	県西地区 (結城市本部長)	
12	委員	友部静江	女性指導者 (水戸市指導者)	※推薦者
13	委員	水野幸男	リーダー育成 (小美玉市指導者)	※推薦者

茨城県スポーツ少年団専門委員会規程

第1条 公益財団法人茨城県体育協会茨城県スポーツ少年団(以下「スポーツ少年団」という。)は、スポーツ少年団設置規程第20条に基づき専門委員会を設置し、次の専門委員会を設置し、次の専門委員会を置く。

- (1) スポーツ交流委員会
- (2) 上級リーダー指導委員会
- (3) 普及・広報委員会

第2条 専門委員会は、それぞれの専門事項について審議し、スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、これを処理する。

第3条 専門委員会に委員を置く。

- 2 委員は、スポーツ少年団に登録された、市町村スポーツ少年団単位指導者・リーダーとする。
- 3 委員は、委員会を組織し、必要な事項を審議する。

第4条 専門委員会に次の役員を置く。

- | | |
|------|------|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 3名以内 |
| 委員 | 若干名 |

第5条 委員長及び副委員長は、委員会において推薦し、スポーツ少年団本部長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員を代表して会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6条 委員は、スポーツ少年団常任委員会で推薦された次のものをもって構成し、スポーツ少年団本部長が委嘱する。

- (1) スポーツ少年団常任委員より若干名
- (2) 市町村スポーツ少年団より若干名
- (3) 学識経験者より若干名

第7条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 委員会は、毎年1回委員長がこれを招集し、議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第9条 スポーツ少年団本部長、副本部長は、委員会に出席して意見をのべることができる。

第10条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の規程に関し、必要な事項は別に定める。

第11条 この規程は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意を得たのち、スポーツ少年団常任委員の承認を得て変更することができる。

付 則

この規程は、昭和60年3月22日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

茨城県スポーツ少年団専門委員会名簿

1. スポーツ交流委員会

(令和元・2年度)

No.	役職名	氏名	備考
1	委員長	関 仁 一	茨城県小学生バレーボール連盟会長
2	副委員長	小松崎 一 郎	(一財)茨城県剣道連盟評議員
3	委員	宮 下 護	茨城県軟式野球連盟理事長
4	〃	塚 原 美 光	(一社)茨城県バスケットボール協会監事
5	〃	増 田 利 一	(公財)茨城県サッカー協会4種委員長
6	〃	瀬 谷 修	茨城県ソフトボール協会副理事長
7	〃	上 竹 節	茨城県卓球連盟副理事長
8	〃	松 本 克 輝	芯成塾柔道スポーツ少年団団長
9	〃	小 堀 英 樹	茨城県空手道連盟常任委員
10	〃	竹 内 芳 夫	(一社)茨城県水泳連盟副理事長
11	〃	柏 崎 勝 美	(一財)茨城県陸上競技協会普及委員長
12	〃	及 川 謙 治	茨城県レスリング協会理事
13	〃	相 馬 由 和	茨城県バドミントン少年団連盟理事長
14	〃	額 賀 富 雄	茨城県ソフトテニス連盟理事長
15	〃	古谷野 好 栄	茨城県少林寺拳法連盟理事

2. 上級リーダー指導委員会

(令和元・2年度)

No.	役職名	氏名	備考
1	委員長	水 野 幸 男	小美玉市指導者
2	委員	富 永 尚 司	常陸太田市指導者
3	〃	稲 岡 篤 志	日立市指導者
4	〃	石 井 真 紀	日立市指導者
5	〃	宇佐美 聡 菜	日立市指導者
6	〃	額 賀 司	日立市指導者

3. 普及・広報委員会

(令和元・2年度)

No.	役職名	氏名	備考
1	委員長	川 島 信 義	行方市本部長
2	副委員長	米 川 優	日立市指導者
3	委員	友 部 静 江	水戸市指導者
4	〃	水 野 幸 男	小美玉市指導者
5	〃	谷 嶋 幸 雄	結城市本部長
6	〃	井 坂 一 広	常陸太田市指導者
7	〃	西 村 聡 之	つくば市指導者

茨城県スポーツ少年団リーダー会規約

第1条 本会は、茨城県スポーツ少年団リーダー会（以下「本会」という。）と称し、茨城県スポーツ少年団常任委員会専門委員会・上級リーダー指導委員会のもとに組織される。

第2条 本会は、茨城県内に組織される登録済みスポーツ少年団のリーダーが相互に協力しあい、友情を深め、自らの資質向上に努めるとともに、茨城県スポーツ少年団の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、上級リーダー指導委員会と密接な連携をとり、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の友情を深めるための活動の実施
- (2) 会員相互の資質向上のための研修会の実施
- (3) 県本部主催各種事業への参加と協力
- (4) 県内少年団のリーダーの養成並びにリーダー会設置の促進
- (5) スポーツ少年団講習会への参加
- (6) リーダー養成のための広報活動
- (7) 全国の少年団におけるリーダーとの情報交換
- (8) その他前条の目的達成に必要な事業

第4条 本会の会員は、次のように定める。

- (1) 高校生以上20歳未満のスポーツ少年団における登録済みのリーダーで、保護者及び単位団代表者並びに各市町村本部長の推薦を受けた者
- (2) 本会の目的に賛同するシニア・リーダースクール修了の25歳未満のリーダー

第5条 本会への入会は前条を満たしている者により、所定の加入申込書により行う。

2 登録は毎年度これを更新するものとする。

第6条 次の各項に該当するとき会員の資格を喪失する。

- (1) リーダーとして研修を怠ったり、会則に違反し会の名誉を著しく傷つけた場合
- (2) 総会又は役員会においてリーダー資格喪失と認められた場合
- (3) 当年度の会費納入を怠った場合
- (4) 各単位団における登録をしなかった場合
- (5) 退会を申し出て承認された場合

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 2名 書 記 2名 会 計 2名
監 査 2名 顧 問 若干名

第8条 本会の役員選出は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・書記・会計・監査は総会において会員の中から選出する。
- (2) 顧問は、上級リーダー指導委員会委員並びに県本部事務局のなかから選出し、これに充てる。

第9条 会長は本会を代表し、会の運営及び県本部並びに上級リーダー指導委員会との連絡調整に当たる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は記録を保存し、必要事項を会員に伝達する。
- 4 会計は本会の会費その他の経費を經理し、必要に応じ、会員にその状況を知らせる。
- 5 監査は本会の会計を監査し、会長に報告する。

第10条 役員の任期は1ヵ年を原則とし、再任を妨げない。

- 2 役員は任期を満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

附則 この規程は、平成7年4月27日より施行する。

令和2年度茨城県スポーツ少年団リーダー会員名簿

No.	氏 名	所属スポーツ少年団	市町村
1	森 泉 怜	茨城自然会十王空手道スポーツ少年団	日 立 市
2	蛭 田 祐 規	茨城自然会十王空手道スポーツ少年団	日 立 市
3	森 田 洋 右	大久保サッカースポーツ少年団	日 立 市
4	友 部 愛 羅	東金沢バドミントンスポーツ少年団	日 立 市
5	佐 藤 明 奈	東金沢バドミントンスポーツ少年団	日 立 市
6	西 野 す ず	東金沢バドミントンスポーツ少年団	日 立 市
7	鈴 木 亜 琉	坂本ミニバスケットボールスポーツ少年団	日 立 市
8	佐 藤 晴 紀	坂本ミニバスケットボールスポーツ少年団	日 立 市
9	本 橋 思 佳	つくば LIGARE	つ く ば 市
10	本 橋 穂 花	つくば LIGARE	つ く ば 市
11	岩 間 朱 香	潮音彩スポーツ少年団	北 茨 城 市
12	手 塚 利 昌	大洗少年柔道クラブスポーツ少年団	大 洗 町

令和2年度茨城県スポーツ少年団登録数一覧

市町村名	区分			団数			指導者数			役員数(単位団)			スタッフ数(単位団)			団員数		
	更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計	男子	女子	計
1	水戸市	86	0	86	315	25	340	20	6	26	199	46	245	1,474	766	2,240		
2	笠間市	32	0	32	126	0	126	8	1	9	33	13	46	386	150	536		
3	ひたちなか市	63	0	63	187	12	199	9	9	18	60	21	81	812	420	1,232		
4	那珂市	18	0	18	75	2	77	4	2	6	16	6	22	356	121	477		
5	常陸大宮市	19	0	19	75	1	76	1	4	5	30	8	38	261	133	394		
6	茨城町	15	0	15	42	1	43	2	2	4	20	4	24	194	78	272		
7	小美玉市	25	0	25	102	1	103	2	1	3	37	7	44	353	126	479		
8	大洗町	5	0	5	23	1	24	0	0	0	11	0	11	72	24	96		
9	大子町	9	0	9	40	2	42	1	0	1	19	4	23	86	59	145		
10	城里町	9	0	9	39	0	39	1	1	2	3	0	3	96	53	149		
11	東海村	22	0	22	101	0	101	9	4	13	76	13	89	489	170	659		
水戸地区		303	0	303	1,125	45	1,170	57	30	87	504	122	626	4,579	2,100	6,679		
12	常陸太田市	25	0	25	72	3	75	7	1	8	27	5	32	322	164	486		
13	日立市	99	0	99	422	26	448	12	5	17	249	26	275	1,510	740	2,250		
14	高萩市	16	0	16	60	1	61	2	0	2	31	9	40	171	97	268		
15	北茨城市	19	0	19	77	2	79	2	0	2	24	12	36	229	142	371		
県北地区		159	0	159	631	32	663	23	6	29	331	52	383	2,232	1,143	3,375		
16	鉾田市	26	0	26	75	1	76	3	5	8	30	5	35	294	181	475		
17	鹿嶋市	31	0	31	92	1	93	4	5	9	34	14	48	407	202	609		
18	潮来市	12	0	12	40	0	40	1	5	6	32	16	48	224	123	347		
19	神栖市	31	0	31	115	7	122	3	8	11	53	19	72	614	195	809		
20	行方市	20	0	20	89	2	91	1	1	2	24	6	30	243	155	398		
鹿行地区		120	0	120	411	11	422	12	24	36	173	60	233	1,782	856	2,638		
21	龍ヶ崎市	22	1	23	68	5	73	4	0	4	32	13	45	302	173	475		
22	土浦市	49	0	49	154	10	164	10	1	11	69	18	87	641	243	884		
23	石岡市	37	0	37	143	9	152	8	2	10	44	15	59	365	205	570		
24	取手市	33	3	36	206	20	226	2	7	9	32	17	49	786	226	1,012		
25	牛久市	31	0	31	151	7	158	14	4	18	115	40	155	630	230	860		
26	稲敷市	18	0	18	54	4	58	4	2	6	21	5	26	313	110	423		
27	かすみがうら市	16	0	16	62	3	65	3	2	5	37	5	42	339	190	529		
28	つくば市	88	1	89	286	11	297	14	25	39	116	51	167	1,648	502	2,150		
29	つくばみらい市	22	0	22	89	15	104	2	7	9	18	4	22	339	141	480		
30	守谷市	23	0	23	97	3	100	3	5	8	31	23	54	362	174	536		
31	阿見町	23	0	23	99	0	99	2	3	5	59	15	74	297	158	455		
32	河内町	5	0	5	18	0	18	4	0	4	10	3	13	76	36	112		
33	利根町	5	0	5	18	0	18	0	0	0	8	5	13	88	40	128		
34	美浦村	9	0	9	20	0	20	0	0	0	42	6	48	114	51	165		
県南地区		381	5	386	1,465	87	1,552	70	58	128	634	220	854	6,300	2,479	8,779		
35	筑西市	49	1	50	146	20	166	4	3	7	34	20	54	463	226	689		
36	下妻市	28	1	29	123	3	126	3	6	9	20	8	28	356	172	528		
37	結城市	23	0	23	64	9	73	7	6	13	20	3	23	280	99	379		
38	古河市	65	0	65	191	22	213	15	4	19	87	23	110	866	354	1,220		
39	坂東市	24	0	24	66	18	84	2	1	3	28	12	40	256	119	375		
40	桜川市	30	0	30	80	6	86	10	2	12	29	11	40	327	140	467		
41	常総市	33	0	33	106	4	110	7	7	14	33	15	48	355	198	553		
42	八千代町	14	0	14	42	8	50	1	7	8	11	4	15	163	77	240		
43	五霞町	3	0	3	6	0	6	0	0	0	4	3	7	6	2	8		
44	境町	8	0	8	16	1	17	1	3	4	16	2	18	157	40	197		
県西地区		277	2	279	840	91	931	50	39	89	282	101	383	3,229	1,427	4,656		
県全体数		1,240	7	1,247	4,472	266	4,738	212	157	369	1,924	555	2,479	18,122	8,005	26,127		
R1年度県全体数				1,295			8,224			361				20,161	9,346	29,507		
増減		1,240	7	-48	4,472	266	-3,486			8	1,924	555	2,479	-2,039	-1,341	-3,380		

令和2年度都道府県別登録数

都道府県	団数			指導者			役員			スタッフ			団員数		
	更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計	男子	女子	計
北海道	1,809	26	1,835	4,955	585	5,540	182	274	456	1,788	646	2,434	22,464	9,961	32,425
青森県	364	27	391	1,304	314	1,618	83	59	142	366	251	617	4,960	3,587	8,547
岩手県	998	13	1,011	3,141	396	3,537	91	197	288	850	422	1,272	12,278	6,983	19,261
宮城県	1,137	20	1,157	4,033	549	4,582	127	153	280	853	508	1,361	14,292	5,905	20,197
秋田県	736	13	749	5,529	767	6,296	20	73	93	130	275	405	8,780	5,117	13,897
山形県	839	10	849	3,549	496	4,045	71	95	166	740	305	1,045	9,638	5,315	14,953
福島県	931	34	965	3,873	285	4,158	116	163	279	1,163	575	1,738	11,883	6,138	18,021
茨城県	1,240	7	1,247	4,472	266	4,738	212	157	369	1,924	555	2,479	18,122	8,005	26,127
栃木県	632	13	645	2,913	138	3,051	49	58	107	607	461	1,068	7,052	3,902	10,954
群馬県	891	8	899	3,061	273	3,334	74	87	161	682	277	959	10,714	4,870	15,584
埼玉県	1,517	13	1,530	11,758	737	12,495	201	139	340	2,282	990	3,272	29,257	9,896	39,153
千葉県	717	14	731	2,374	277	2,651	93	57	150	745	309	1,054	8,444	4,201	12,645
東京都	299	3	302	1,656	147	1,803	53	22	75	478	270	748	5,640	1,812	7,452
神奈川県	349	3	352	1,404	44	1,448	40	44	84	364	149	513	4,729	1,943	6,672
山梨県	474	6	480	1,550	158	1,708	40	49	89	520	166	686	5,568	2,348	7,916
長野県	497	12	509	2,030	253	2,283	39	70	109	603	174	777	8,466	3,953	12,419
新潟県	556	9	565	1,754	168	1,922	50	37	87	523	218	741	6,767	3,078	9,845
富山県	422	9	431	1,562	186	1,748	49	36	85	414	139	553	5,541	2,902	8,443
石川県	289	8	297	858	83	941	16	36	52	398	139	537	4,068	1,686	5,754
福井県	458	6	464	1,373	193	1,566	43	94	137	477	190	667	5,464	2,658	8,122
静岡県	953	8	961	2,834	194	3,028	145	143	288	1,504	510	2,014	14,642	5,622	20,264
愛知県	706	6	712	2,779	166	2,945	67	61	128	1,228	390	1,618	12,556	4,104	16,660
三重県	582	7	589	2,174	81	2,255	56	40	96	585	188	773	7,951	3,140	11,091
岐阜県	663	5	668	4,246	324	4,570	55	100	155	1,010	393	1,403	11,794	4,823	16,617
滋賀県	413	4	417	2,368	115	2,483	67	46	113	718	250	968	8,676	3,508	12,184
京都府	527	10	537	1,514	156	1,670	86	48	134	622	198	820	9,331	2,452	11,783
大阪府	580	8	588	1,864	174	2,038	97	26	123	791	246	1,037	9,637	2,533	12,170
兵庫県	463	13	476	1,641	179	1,820	84	34	118	633	289	922	5,870	2,360	8,230
奈良県	185	17	202	802	152	954	18	24	42	108	86	194	2,675	931	3,606
和歌山県	468	7	475	1,210	140	1,350	49	63	112	407	153	560	4,600	1,946	6,546
鳥取県	134	18	152	388	107	495	6	51	57	73	74	147	1,889	961	2,850
島根県	244	3	247	822	88	910	24	31	55	309	118	427	3,041	1,400	4,441
岡山県	607	6	613	2,439	79	2,518	113	81	194	1,877	526	2,403	8,479	3,698	12,177
広島県	802	12	814	2,423	141	2,564	111	124	235	906	330	1,236	11,038	5,269	16,307
山口県	771	3	774	2,465	224	2,689	74	64	138	877	268	1,145	9,578	4,633	14,211
香川県	476	6	482	1,548	192	1,740	51	68	119	409	172	581	5,548	2,655	8,203
徳島県	398	6	404	1,287	190	1,477	40	34	74	336	129	465	4,561	1,912	6,473
愛媛県	388	5	393	1,192	46	1,238	30	59	89	354	206	560	4,824	2,347	7,171
高知県	178	6	184	551	67	618	11	11	22	72	22	94	2,316	986	3,302
福岡県	616	12	628	1,513	145	1,658	73	54	127	691	279	970	8,374	2,700	11,074
佐賀県	107	3	110	201	44	245	5	12	17	40	29	69	961	650	1,611
長崎県	265	12	277	613	91	704	18	32	50	209	94	303	3,221	1,165	4,386
熊本県	130	6	136	271	39	310	17	25	42	135	49	184	1,567	775	2,342
大分県	533	9	542	1,513	239	1,752	33	89	122	374	175	549	6,969	3,329	10,298
宮崎県	731	9	740	1,733	175	1,908	33	123	156	412	241	653	7,895	3,989	11,884
鹿児島県	1,065	17	1,082	3,036	164	3,200	101	188	289	888	474	1,362	11,230	6,212	17,442
沖縄県	583	17	600	1,432	113	1,545	49	95	144	415	305	720	6,836	3,611	10,447
合計	28,723	489	29,212	108,008	10,140	118,148	3,162	3,626	6,788	31,890	13,213	45,103	390,186	171,971	562,157
R1年度	30,565	737	31,302	160,022	26,388	186,410	-	-	-	-	-	-	449,498	199,789	649,287
増減	-1,842	-248	-2,090	-52,014	-16,248	-68,262	-	-	-	-	-	-	-59,312	-27,818	-87,130

都道府県	市区町村役員数			市区町村スタッフ数			県役職員数			県スタッフ数			日本役員数		日本スタッフ数		設置市区町村数
	市区町村段階	単位団段階	計	市区町村段階	単位団段階	計	県段階	その他	計	県段階	その他	計	重複なし	重複あり	重複なし	重複あり	
北海道	262	279	541	539	204	743	0	0	0	7	0	7		2			171
青森県	69	45	114	124	42	166	0	14	14	0	1	1					39
岩手県	49	110	159	49	44	93	0	14	14	1	0	1					33
宮城県	38	145	183	59	28	87	1	14	15	0	0	0					35
秋田県	121	89	210	858	16	874	9	15	24	3	0	3		1			25
山形県	35	95	130	83	36	119	0	20	20	0	0	0					35
福島県	103	96	199	85	67	152	7	16	23	3	1	4					58
茨城県	70	190	260	87	147	234	1	2	3	3	0	3					44
栃木県	94	37	131	56	25	81	3	2	5	4	0	4					24
群馬県	52	86	138	61	85	146	3	1	4	7	0	7					35
埼玉県	55	269	324	115	253	368	0	0	0	8	31	39					63
千葉県	54	133	187	87	80	167	7	22	29	1	0	1					54
東京都	42	71	113	58	81	139	3	17	20	0	1	1		1			37
神奈川県	64	82	146	44	83	127	0	4	4	0	0	0					24
山梨県	18	39	57	51	45	96	0	0	0	6	4	10					24
長野県	41	114	155	68	55	123	2	17	19	1	0	1					40
新潟県	38	59	97	168	84	252	3	45	48	9	2	11					29
富山県	71	51	122	16	9	25	5	11	16	1	0	1					15
石川県	54	27	81	37	37	74	6	7	13	1	0	1		1			19
福井県	26	83	109	39	4	43	1	26	27	3	0	3					17
静岡県	56	133	189	34	44	78	10	7	17	1	0	1		2			35
愛知県	43	99	142	43	160	203	4	8	12	1	0	1		1			44
三重県	31	112	143	37	66	103	0	0	0	1	19	20					29
岐阜県	78	105	183	80	75	155	0	21	21	1	0	1					40
滋賀県	36	142	178	27	28	55	3	48	51	2	0	2					19
京都府	34	85	119	43	64	107	4	35	39	1	0	1					24
大阪府	11	69	80	40	112	152	0	31	31	1	0	1					40
兵庫県	46	98	144	28	80	108	4	11	15	1	0	1					31
奈良県	31	20	51	56	26	82	1	3	4	1	0	1		1			29
和歌山県	18	14	32	46	54	100	9	8	17	0	0	0					29
鳥取県	20	4	24	32	7	39	3	1	4	1	0	1					18
島根県	9	23	32	18	10	28	5	6	11	3	0	3					15
岡山県	25	41	66	54	58	112	10	17	27	3	0	3		1			25
広島県	19	54	73	32	79	111	1	21	22	0	0	0		1			23
山口県	40	51	91	48	9	57	4	0	4	2	1	3					19
香川県	15	64	79	47	39	86	2	2	4	4	0	4					17
徳島県	26	15	41	32	10	42	4	1	5	6	0	6		2			24
愛媛県	22	27	49	43	26	69	6	8	14	8	0	8					20
高知県	12	32	44	38	13	51	2	14	16	3	0	3					25
福岡県	35	41	76	86	56	142	1	3	4	2	0	2		1			40
佐賀県	10	24	34	16	8	24	5	17	22	0	1	1					15
長崎県	26	8	34	34	5	39	8	4	12	2	0	2					16
熊本県	9	4	13	13	6	19	1	0	1	1	0	1					25
大分県	37	5	42	59	4	63	8	11	19	3	0	3					18
宮崎県	63	51	114	52	36	88	1	7	8	3	0	3					26
鹿児島県	53	39	92	124	39	163	3	13	16	14	0	14					42
沖縄県	21	11	32	123	72	195	11	9	20	0	0	0					29
合計	2,182	3,471	5,653	3,969	2,611	6,580	161	553	714	123	61	184	7	14	9	0	1,538
R1年度	7,301	6,497	13,798	-	-	-	332	663	995	-	-	-	-	-	-	-	1,562
増減	-5,119	-3,026	-8,145	-	-	-	-171	-110	-281	-	-	-	-	-	-	-	-24

茨城県スポーツ少年団・単位団・団員・指導者数の推移

	単位団数(団)	団員数(人)	指導者数(人)	団員+指導者(人)
昭和41年度	192	5,861	—	—
昭和42年度	672	17,360	—	—
昭和43年度	947	24,291	—	—
昭和44年度	1,057	26,523	—	—
昭和45年度	1,185	31,000	—	—
昭和46年度	1,282	34,236	—	—
昭和47年度	1,372	37,382	—	—
昭和48年度	1,415	38,578	—	—
昭和49年度	1,545	43,293	—	—
昭和50年度	1,557	43,796	—	—
昭和51年度	198	12,849	—	—
昭和52年度	323	18,567	1,435	20,002
昭和53年度	400	20,443	1,785	22,228
昭和54年度	449	22,759	2,237	24,996
昭和55年度	478	25,203	2,481	27,684
昭和56年度	561	29,713	2,969	32,682
昭和57年度	680	36,502	3,685	40,187
昭和58年度	780	40,137	4,141	44,278
昭和59年度	814	43,751	4,524	48,275
昭和60年度	893	46,747	5,160	51,897
昭和61年度	955	47,281	5,854	53,135
昭和62年度	1,110	50,446	6,764	57,210
昭和63年度	1,170	49,261	7,141	56,402
平成元年度	1,206	47,777	7,182	54,959
平成2年度	1,219	46,642	7,348	53,990
平成3年度	1,225	45,148	7,384	52,532
平成4年度	1,249	46,553	7,561	54,114
平成5年度	1,285	46,795	7,830	54,625
平成6年度	1,319	48,463	8,120	56,583
平成7年度	1,337	47,026	8,239	55,265
平成8年度	1,338	44,220	8,248	52,466
平成9年度	1,365	41,369	8,189	49,558
平成10年度	1,348	40,299	7,935	48,234
平成11年度	1,365	40,424	8,014	48,438
平成12年度	1,377	40,405	8,163	48,568
平成13年度	1,391	41,895	8,154	50,049
平成14年度	1,399	42,899	8,705	51,604
平成15年度	1,418	42,436	8,922	51,358
平成16年度	1,433	42,085	9,263	51,348
平成17年度	1,446	42,030	9,276	51,306
平成18年度	1,462	41,035	9,400	50,435
平成19年度	1,484	41,221	9,490	50,711
平成20年度	1,489	40,692	9,502	50,194
平成21年度	1,491	39,922	9,551	49,473
平成22年度	1,492	39,557	9,547	49,104
平成23年度	1,472	37,235	9,304	46,539
平成24年度	1,463	36,678	9,258	45,936
平成25年度	1,455	35,081	8,970	44,051
平成26年度	1,440	33,704	8,886	42,590
平成27年度	1,410	32,552	8,986	41,538
平成28年度	1,393	32,077	8,836	40,913
平成29年度	1,358	31,815	8,603	40,418
平成30年度	1,325	30,767	8,381	39,148
令和元年度	1,295	29,507	8,224	37,731
令和2年度	1,247	26,127	4,738	30,865

令和2年度登録市町村スポーツ少年団一覧

教育 事務所	No.	市町村名	郵便番号	所在地	電話 F A X	本部長名	事務担当者名
水戸 教育 事務 所	1	水戸市	310-8610	水戸市中央1-4-1 水戸市市民協働部スポーツ課	☎029-306-8136 ☎029-306-7687	幡谷定俊	小林 奨
	2	笠間市	309-1792	笠間市中央3-2-1 教育委員会スポーツ振興課	☎0296-77-1101 ☎0296-71-3220	柿長敬一	小林 拓真
	3	ひたちなか市	312-8501	ひたちなか市東石川2-10-1 ひたちなか市役所第1分庁舎1階	☎029-219-7373 ☎029-274-2490	五十嵐 雅高	杉浦 美和
	4	那珂市	311-0121	那珂市戸崎428-2 那珂総合公園内 スポーツ推進室体育G	☎029-297-0077 ☎029-297-0076	渡辺 弘恵	岡部 航介
	5	常陸大宮市	319-2292	常陸大宮市中富町3135-6 教育委員会文化スポーツ課	☎0295-52-1111 ☎0295-53-6502	藤田 佳史	砂川 明生
	6	茨城町	311-3132	東茨城郡茨城町駒場450番地 教育委員会生涯学習課内	☎029-240-7122 ☎029-292-8032	横田 義一	郡司 一樹
	7	小美玉市	311-3423	小美玉市小川4-11 教育委員会スポーツ推進課内	☎0299-48-1111 ☎0299-58-4526	額賀 茂樹	笹目 翔太郎
	8	大洗町	311-1301	東茨城郡大洗町磯浜町6881-88 教育委員会生涯学習課内	☎029-267-0230 ☎029-267-1051	米川 恒男	木野 匠
	9	大子町	319-3551	久慈郡大子町大字池田2669 大子町教育委員会事務局生涯学習担当	☎0295-72-1148 ☎0295-72-2016	荒井 正治	神長 敏
	10	城里町	311-4303	東茨城郡城里町石塚1428-1 コミュニティセンター城里3階	☎029-288-3135 ☎029-288-7006	和田 雅治	清水 綾
	11	東海村	319-1115	那珂郡東海村船場749番地3 総合体育館内	☎029-283-0673 ☎029-287-1905	照 沼 豪	茅根 香奈
県北 教育 事務所	12	常陸太田市	313-0007	常陸太田市新宿町1 山吹運動公園内 教育委員会スポーツ振興課	☎0294-73-0090 ☎0294-73-1230	阿部 輝夫	増子 永愛
	13	日立市	316-0034	日立市東成沢町2-15-1 (公財)日立市体育協会内	☎0294-36-6661 ☎0294-36-6663	鈴木 孝子	増尾 晃汰
	14	高萩市	318-8511	高萩市本町1-100-1 教育委員会スポーツ振興課内	☎0293-23-2019 ☎0293-23-1126	舟生 東光	鈴木 花奈
	15	北茨城市	319-1592	北茨城市磯原町磯原1630 生涯学習課スポーツ振興係	☎0293-43-1111 ☎0293-42-0454	滝 伸一	古内 壱敬
鹿行 教育 事務所	16	銚田市	311-1492	銚田市造谷605-3 旭総合支所 教育委員会生涯学習課内	☎0291-37-4342 ☎0291-37-3185	味原 俊男	横田 教
	17	鹿嶋市	314-8655	鹿嶋市平井1187-1 教育委員会 スポーツ推進課	☎0299-82-2911 ☎0299-83-7894	小野 孝志	齋藤 駿
	18	潮来市	311-2423	潮来市日の出3-11 中央公民館内	☎0299-66-0660 ☎0299-66-4339	笠間 丈夫	大崎 智子
	19	神栖市	314-0121	神栖市溝口4991-10 神栖市武道館内	☎0299-96-7700 ☎0299-96-7773	佐藤 幸男	木場 智春
	20	行方市	311-1704	行方市山田2175 北浦体育館内	☎0291-35-2120 ☎0291-35-3854	川島 信義	佐藤 悠斗

教育 事務所	No.	市町村名	郵便番号	所在地	電話 F A X	本部長名	事務担当者名
南 教 育 事 務 所	21	龍ヶ崎市	301-8611	龍ヶ崎市 3710 龍ヶ崎市役所 スポーツ推進課	☎0297-60-1564 ☎0297-60-1582	酒井 一 浩	山崎 隆 博
	22	土浦市	300-0036	土浦市大和町 9-2 スポーツ振興課内	☎029-826-1111 ☎029-826-2755	井坂 隆	吉川 廣 輝
	23	石岡市	315-0035	石岡市南台 3-34-1 石岡運動公園内	☎0299-26-7210 ☎0299-26-7214	手塚 克 彦	齋藤 紀 子
	24	取手市	300-1511	取手市桐木 15 藤代スポーツセンター内	☎0297-82-7200 ☎0297-82-7203	久下沼 稔	福 邑 絹 子
	25	牛久市	300-1203	牛久市下根町 1400 牛久運動公園内 スポーツ推進課	☎029-873-2486 ☎029-873-2895	宮下 英 彌	片岡 憲 一
	26	稲敷市	300-0500	稲敷市荒沼 3-1 江戸崎総合運動公園 スポーツ振興課内	☎029-892-2000 ☎029-892-8662	墳 崎 一	木村 立 弦
	27	かすみがうら市	300-0134	かすみがうら市深谷3719-1 あじさい館内 教育委員会スポーツ振興課	☎029-897-0511 ☎029-898-2965	古田 健 一	植村 賢 司
	28	つくば市	305-8555	つくば市研究学園 1-1-1 つくば市役所内	☎029-854-8511 ☎029-854-8531	糸賀 睦 夫	高 巢 文 子
	29	つくばみらい市	300-2395	つくばみらい市福田195番地 教育委員会生涯学習課スポーツ推進室	☎0297-58-2111 ☎0297-58-5711	鈴木 茂 徳	伊 東 俊 明
	30	守谷市	302-0198	守谷市大柏 950-1 教育委員会生涯学習課内	☎0297-45-1111 ☎0297-45-5703	長谷川 信 市	恩 田 耕 介
	31	阿見町	300-0333	稲敷郡阿見町若栗 1886-1 阿見町中央公民館内	☎029-888-2526 ☎029-888-0032	永井 義 一	幕 内 幸 恵
	32	河内町	300-1312	稲敷郡河内町長竿 3689-1 中央公民館内	☎0297-84-2843 ☎0297-84-2043	野澤 良 治	篠 田 雅 美
	33	利根町	300-1696	北相馬郡利根町大字布川 841-1 利根町役場生涯学習課	☎0297-68-2211 ☎0297-68-7989	佐々木 光 善	鈴木 史 人
	34	美浦村	300-0424	稲敷郡美浦村受領 1460-1 美浦村中央公民館	☎029-885-4451 ☎029-885-7015	葉梨 輝 夫	知 久 涼 兵
西 教 育 事 務 所	35	筑西市	308-8616	筑西市丙 360 筑西市役所	☎0296-25-0212 ☎0296-22-0185	栗原 浩	野澤 晃 一
	36	下妻市	304-8555	下妻市鬼怒 230 教育委員会生涯学習課内	☎0296-45-8997 ☎0296-43-3519	柴崎 清 一	草間 洸 世
	37	結城市	307-0001	結城市中央町 二丁目 3 番地 教育委員会 スポーツ振興課内	☎0296-32-6340 ☎0296-33-3144	谷 嶋 幸 雄	林 智 生
	38	古河市	306-0204	古河市下大野 2528 中央運動公園総合体育館内	☎0280-92-0555 ☎0280-92-8383	八代 敏 夫	福 嶋 隼 人
	39	坂東市	306-0631	坂東市岩井 3086 総合体育館内 教育委員会 スポーツ振興課	☎0297-35-1711 ☎0297-35-6336	森 久 雄	滝 本 幸 平
	40	桜川市	309-1211	桜川市岩瀬 2685-14 岩瀬体育館「ラスカ」内	☎0296-75-6600 ☎0296-75-6601	恩 田 實	三 上 知 裕
	41	常総市	300-2793	常総市新石下 4310-1 石下庁舎内	☎0297-44-7657 ☎0297-44-7646	増 田 利 一	細 谷 強
	42	八千代町	300-3572	結城郡八千代町大字菅谷1027 八千代町総合体育館内	☎0296-48-2469 ☎0296-48-4535	相 沢 俊 一	稲 見 竜 也
	43	五霞町	306-0307	猿島郡五霞町小福田 148-1 五霞町中央公民館	☎0280-84-1460 ☎0280-84-1461	中 島 則 光	日 原 悠 吾
	44	境 町	306-0495	猿島郡境町 391-1 教育委員会生涯学習課	☎0280-81-1326 ☎0280-86-7389	福 島 洋 二	飯 田 直 也

スタートコーチインストラクター

No.	委嘱番号	氏名	市町村名	委嘱開始日	委嘱期限
1	08 I 00001	鈴木孝子	日立市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
2	08 I 00002	小松崎一郎	鉾田市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
3	08 I 00003	櫻井孝之	牛久市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
4	08 I 00004	緑川正明	日立市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
5	08 I 00005	糸賀睦夫	つくば市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
6	08 I 00006	村越庸一	つくば市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
7	08 I 00007	赤羽英夫	小美玉市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
8	08 I 00008	宮本昭一	牛久市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
9	08 I 00009	高橋利生	牛久市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
10	08 I 00010	小島五男	牛久市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
11	08 I 00011	有金正義	水戸市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
12	08 I 00012	谷中雅子	筑西市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
13	08 I 00013	安藤美智子	筑西市	令和2年4月1日	令和7年3月31日

旧スポーツ少年団認定育成員名簿

No.	認定番号	氏名	市町村名	令和元年度登録	備考
1	08 N 00011	西井一博	神栖市	登録有り	令和5年度まで資格有効
2	08 N 00028	仮屋茂	鹿嶋市	登録有り	令和5年度まで資格有効
3	08 N 00033	木田恒男	高萩市	登録有り	令和5年度まで資格有効
4	08 N 00039	浪川正和	神栖市	登録有り	令和5年度まで資格有効
5	08 N 00046	木村和治	鹿嶋市	登録有り	令和5年度まで資格有効
6	08 N 00050	上妻優介	取手市	登録有り	令和5年度まで資格有効
7	08 N 00056	諏訪敏紘	鹿嶋市	登録有り	令和5年度まで資格有効
8	08 N 00069	蛭田豊	日立市	登録有り	令和5年度まで資格有効
9	08 N 00074	村越庸一	つくば市	登録有り	インストラクターに移行済み
10	08 N 00077	鈴木孝子	日立市	登録有り	インストラクターに移行済み
11	08 N 00079	宮本宏	取手市	登録有り	令和5年度まで資格有効
12	08 N 00081	赤羽英夫	小美玉市	登録有り	インストラクターに移行済み
13	08 N 00090	割貝晃	日立市	登録有り	令和5年度まで資格有効
14	08 N 00096	森久雄	坂東市	登録有り	令和5年度まで資格有効
15	08 N 00108	半井清夫	常陸太田市	登録有り	令和5年度まで資格有効
16	08 N 00110	佐々木敬一	日立市	登録有り	令和5年度まで資格有効
17	08 N 00112	宮坂好親	小美玉市	登録有り	令和5年度まで資格有効
18	08 N 00113	赤羽政子	小美玉市	登録有り	令和5年度まで資格有効

No.	認定番号	氏名	市町村名	令和元年度登録	備考
19	08 N 00116	富 永 尚 司	常陸太田市	登録有り	令和5年度まで資格有効
20	08 N 00121	糸 賀 睦 夫	つくば市	登録有り	インストラクターに移行済み
21	08 N 00122	高 松 淑 子	日 立 市	登録有り	2022年度まで資格有効
22	08 N 00123	緑 川 正 明	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
23	08 N 00127	田 村 哲 哉	守 谷 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
24	08 N 00131	櫻 井 孝 之	牛 久 市	登録有り	インストラクターに移行済み
25	08 N 00135	佐々木 克 典	水 戸 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
26	08 N 00136	友 部 静 江	水 戸 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
27	08 N 00142	北 澤 和 彦	水 戸 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
28	08 N 00146	小松崎 一 郎	鉾 田 市	登録有り	インストラクターに移行済み
29	08 N 00150	宮 下 英 彌	牛 久 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
30	08 N 00151	西 野 宣 昭	水 戸 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
31	08 N 00152	小 室 誠	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
32	08 N 00153	梅 村 恒 雄	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
33	08 N 00157	堀 川 重 明	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
34	08 N 00158	遠 藤 智	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
35	08 N 00159	山 崎 勝 弘	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
36	08 N 00163	永 野 智恵子	水 戸 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
37	08 N 00164	渡 邊 安 子	水 戸 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
38	08 N 00166	宮 本 昭 一	牛 久 市	登録有り	インストラクターに移行済み
39	08 N 00167	高 橋 利 生	牛 久 市	登録有り	インストラクターに移行済み
40	08 N 00170	小 鹿 威 郎	神 栖 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
41	08 N 00172	茂 木 充 史	潮 来 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
42	08 N 00174	小 林 俊 夫	潮 来 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
43	08 N 00175	永 瀬 雅 治	桜 川 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
44	08 N 00176	木 村 茂	土 浦 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
45	08 N 00177	峰 淳 一	古 河 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
46	08 N 00178	小 島 五 男	牛 久 市	登録有り	インストラクターに移行済み
47	08 N 00179	平 松 光 子	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
48	08 N 00180	五 島 民 博	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
49	08 N 00181	円 井 正 則	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
50	08 N 00182	牛 坂 恵理子	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
51	08 N 00183	米 川 優	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
52	08 N 00184	野 村 正 巳	八 千 代 町	登録有り	令和5年度まで資格有効
53	08 N 00185	赤 木 貴 雅	つくば市	登録有り	令和5年度まで資格有効

スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

第2条 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的にのっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、所定の認定を行う。

第6条 登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ（以下「少年団登録者」という。）が、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為を行った疑いがあるとき、別に定める基準に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

第7条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

第8条 本規程の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 この規程は昭和61年4月1日から施行する。

附則2 この規程は平成元年4月1日から改定施行する。

附則3 この規程は平成22年6月9日から改定施行する。

附則4 この規程は平成27年11月9日から改定施行する。

附則5 この規程は平成30年4月1日から改定施行する。

附則6 この規程は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）保有者（ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。）とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を受講した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。
3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また、20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上の登録を必須とする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。
5. 前項にかかわらず、新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上が登録していればよいものとする。ただし、スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名以下の場合は、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
 - （1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
 - （2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
6. 指導者、役員およびスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
7. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
8. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
9. 市区町村スポーツ少年団は前項に規定する手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また

市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。

10. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。

11. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者、役員およびスタッフ1名700円とする。

第3条 スポーツ少年団登録規程第5条に関しては次の通りとする。

1. 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。

2. 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。

3. 団員については団員章を交付する。

4. 指導者については指導者章を交付する。

5. 役員およびスタッフについては登録証を交付する。

第4条 前条による認定をうけた単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフは市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加する権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用（営利目的での使用は除く）を認められる。

第5条 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途定める。

第6条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

附則1 本細則は昭和61年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。

附則2 本細則は平成元年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。

附則3 本細則は平成4年10月21日から改定施行する。

附則4 本細則は平成7年4月1日から改定施行する。

附則5 本細則は平成11年4月1日から改定施行する。

附則6 本細則は平成17年4月1日から改定施行する。

附則7 本細則は平成24年11月14日から改定施行する。

附則8 本細則は平成26年5月23日に改定し、平成27年4月1日から施行する。

附則9 本細則は平成27年3月6日に改定し、平成28年4月1日から施行する。

附則10 本細則は平成28年11月11日に改定施行し、平成29年度登録から適用する。

附則11 本細則は平成30年4月1日から改定施行する。

附則12 本細則は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則13 本細則は令和2年3月17日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則14

1. 本細則は令和2年10月14日から改定施行する。
2. 第2条第4項は、令和3年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
 - （1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
 - （2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の）場合

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附則15

1. 本細則は令和2年11月20日に改定し、令和2年4月1日から施行する。
2. 第2条第2項の規定にかかわらず、スポーツリーダー資格のみを保有する者であっても、令和5年度までは指導者として登録することができるものとする。

附則16

1. 本細則は令和2年11月20日から改定施行する。
2. 第2条第2項の規定にかかわらず、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満20歳以上の者は、公認指導者資格を保有していない場合であっても、令和5年度まではスポーツ少年団の理念を学んだ指導者として登録することができるものとする。

別表（単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数）

		指導者				役員		スタッフ		団員
		理念○	理念○	理念×	理念×	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	
		20歳以上	18歳以上 20歳未満	20歳以上	18歳以上 20歳未満					
パターン	A	2名								10名
	B	1名	1名	1名						10名
	C	1名	1名			1名				10名
	D	1名	1名					1名		10名
	E		2名	2名						10名
	F		2名	1名		1名				10名
	G		2名	1名				1名		10名
	H		2名			2名				10名
	I		2名			1名		1名		10名
	J		2名					2名		10名

理念○：第2条第4項に定めるスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕。

日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程

第1章 趣 旨

第1条 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団は、「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」を制定し、自発的にスポーツに取り組む子どもたちに対する責任とスポーツ少年団の社会的な使命¹を果たす指導者・リーダーを育成することにより、スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する。

第2章 スポーツ少年団指導者

第2条 スポーツ少年団指導者（以下「指導者」という）は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という）を保有し²、各々の立場においてスポーツを通じて青少年を健全に育成する任にあたり、単位スポーツ少年団（以下「単位団」という）をはじめ、市区町村、都道府県スポーツ少年団の育成・普及につとめ、もって国民スポーツの推進に寄与するものである。

2. スポーツ少年団で活動するにあたっては、全スポーツ少年団指導者が「スポーツ少年団の理念」を学ぶことが推奨される。

第3条 単位団において、公認指導者資格を保有する者が指導者として登録をすることができる。各単位団には2名以上の指導者が登録していることが必要で、かつ2名以上の指導者が以下のいずれかの要件を満たす、「スポーツ少年団の理念を学習した指導者」でなければならない。

- (1) 2019年度に認定育成員または認定員としてスポーツ少年団登録をしていた者。
- (2) 2020年度から養成されるスタートコーチ（スポーツ少年団）資格を保有する者。³

¹ スポーツ少年団の理念である「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」、「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる」および「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」ことを目的として活動することがスポーツ少年団の社会的な使命である。

² 単位団において「指導者」として登録できる者は、公認スポーツ指導者のうち、4年に一度の資格更新研修の受講が義務づけられる資格の保有者に限られる。したがって、「スポーツリーダー（永年認定資格）」は公認スポーツ指導者資格ではあるが、スポーツ少年団において「指導者」として登録することはできない。

³ スタートコーチ（スポーツ少年団）を除く公認指導者資格を保有する者が、スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を受講・修了した場合も、スタートコーチ（スポーツ少年団）資格を保有する者となり、「スポーツ少年団の理念を学習した指導者」としてみなされる。

第4条 日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団等の共催で、スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を実施する。

2. 講習会内容は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度（以下「公認指導者制度」という）に基づくカリキュラムとする。
3. スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の講師は、スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクター（以下「インストラクター」という）、「国・公・私立の大学、短期大学における教育実績を持つ者」、「社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者」および「中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者」が務めることができる。
4. インストラクターとは令和元年度に認定育成員としてスポーツ少年団登録をした者で、都道府県スポーツ少年団からの推薦を受け、令和4年度まで開催されるインストラクター移行研修会を受講した者、または令和元年度から開催されるインストラクター養成講習会を受講し日本スポーツ少年団からインストラクターとして委嘱された者を指す。

第5条 スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を修了した者および以下により講習会の受講を免除された者は、公認指導者制度に基づき、資格登録手続きを行うことで「スタートコーチ（スポーツ少年団）」として認定される。

2. 18歳以上のシニア・リーダー資格認定者で、シニア・リーダー資格の認定から4年以内に都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した者は、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会の受講を免除することができる。

第6条 スタートコーチ（スポーツ少年団）の資格認定期間は、公認指導者制度に基づき、公認指導者資格の登録が完了してから4年とする。なお、他に公認指導者資格を保有する場合は、保有する公認指導者資格の認定期間に準じる。

第7条 指導者が公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程に違反したと認められたときは、同倫理規程に基づき処分を行うものとし、別に定める基準により処分内容を決する。

第3章 スポーツ少年団リーダー

第8条 日本スポーツ少年団に将来の指導者となるべく人材を育成することを目的に、ジュニア・リーダー、シニア・リーダーを置く。

第9条 ジュニア・リーダーは単位団において指導者と団員をつなぐ役割を担い、団員のなかで中心となって活動する者をいう。

2. シニア・リーダーはジュニア・リーダーが担う役割に加え、市区町村または都道

府県においても活動し、地域のなかで中心的に活動する者をいう。

第10条 日本スポーツ少年団では、スポーツ少年団リーダーの資質の向上をはかるため、次のリーダースクールを設け、資格の認定を行う。

(1) ジュニア・リーダースクール

日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団が共催で開設する。

対象：次のいずれの条件も満たす者とする。

①日本スポーツ少年団登録団員で、小学校5年生以上中学生までの者。

②所属市区町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者。

内容：次の内容を含む20時間以上のコースを設定する。

①スポーツ少年団とは ②スポーツ少年団のリーダーとは

③活動プログラムの実践(スポーツ活動、交歓交流活動、集団生活・集団行動)

④話し合い

(2) シニア・リーダースクール

日本スポーツ少年団が開設する。

対象：次のいずれの条件も満たす者とする。

①日本スポーツ少年団登録団員で義務教育を終了した20歳未満の者。

②「ジュニア・リーダー」の認定資格を有する者又はスポーツ少年団活動により、別に定める活動単位を取得し、シニア・リーダースクールの参加資格を認められた者。

内容：次の内容を含む40時間以上のコースを設定する。

①スポーツ少年団とは(意義と原則/組織と活動) ②リーダーとは

③少年期の発育発達 ④スポーツの指導 ⑤安全管理 ⑥体力テスト

⑦グループワーク ⑧スポーツ少年団員のための運動プログラム

⑨交歓交流活動の実践 ⑩研究協議

第11条 ジュニア・リーダースクールを修了した団員に対しては、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において「日本スポーツ少年団ジュニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。

2. シニア・リーダースクールを修了した団員に対しては、日本スポーツ少年団が「日本スポーツ少年団シニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。

第12条 ジュニア・リーダーの認定は、認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。

2. シニア・リーダーの認定は、認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。ただし、本規程に定める要件を満たした場合、「スタートコーチ(スポーツ少年団)」養成講習会の受講を免除することができる。

第13条 ジュニア・リーダー、シニア・リーダーに公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「活動停止」処分となったときは、同一期間、資格を停止する。

2. ジュニア・リーダー、シニア・リーダーが次の各項に該当するとき、その資格を取り消す。

(1) スポーツ少年団登録を行わなかったとき。

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「登録取消し」処分となったとき。

第4章 本規程の変更

第14条 本規程は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 本規程は令和2年3月17日に制定し、令和2年4月1日から施行する。

日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程第10条第2項に定める活動単位表

日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程第10条第2項にある活動単位について、以下のよう
に定める。

1. 活動単位数

(1) 全国スポーツ少年大会参加	5 単位
(2) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会参加	5 単位
(3) ブロックスポーツ少年大会参加	5 単位
(4) ブロックリーダー研究大会参加	5 単位
(5) スポーツ少年大会（全国・ブロック・都道府県）および、競技別 交流大会（全国・ブロック・都道府県）への運営係員としての参加	5 単位
(6) 都道府県リーダー会役員経験年数1年以上	10 単位
(7) ジュニア・リーダースクールへの運営係員としての参加	10 単位
(8) 日独スポーツ少年団同時交流（派遣）へ団員として参加	10 単位

2. 単位取得条件

- (1) 当該事業終了時に単位を取得するものとする。
- (2) 同一項目であっても複数年度に渡り該当する場合は、それぞれの年度ごとに活動単位を認める。

平成 22 年 4 月 1 日発行
令和 2 年 3 月 17 日改定

関東ブロックスポーツ少年団大会・諸会議年度別開催都県一覧

行事 西暦	指導者研究協議会	スポーツ少年大会	競技別交流大会 〈実行委員会(春)〉 ブロック会議	リーダー 研究大会
2008年 (平成20年)	山梨県	埼玉県	栃木県	神奈川県
2009年 (平成21年)	群馬県	山梨県	埼玉県	東京都
2010年 (平成22年)	千葉県	群馬県	山梨県	栃木県
2011年 (平成23年)	茨城県	千葉県	群馬県	埼玉県
2012年 (平成24年)	神奈川県	茨城県	千葉県	山梨県
2013年 (平成25年)	東京都	神奈川県	茨城県	群馬県
2014年 (平成26年)	栃木県	東京都	神奈川県	千葉県
2015年 (平成27年)	埼玉県	栃木県	東京都	茨城県
2016年 (平成28年)	山梨県	埼玉県	栃木県	神奈川県
2017年 (平成29年)	群馬県	山梨県	埼玉県	東京都
2018年 (平成30年)	千葉県	群馬県	山梨県	栃木県
2019年 (令和元年)	茨城県	千葉県	群馬県	埼玉県
2020年 (令和2年)	神奈川県	茨城県	千葉県	山梨県
2021年 (令和3年)	東京都	神奈川県	茨城県	群馬県
2022年 (令和4年)	栃木県	東京都	神奈川県	千葉県
2023年 (令和5年)	埼玉県	栃木県	東京都	茨城県
2024年 (令和6年)	山梨県	埼玉県	栃木県	神奈川県
2025年 (令和7年)	群馬県	山梨県	埼玉県	東京都
2026年 (令和8年)	千葉県	群馬県	山梨県	栃木県

茨城県スポーツ少年団要覧

発行日 令和3年3月1日

発行所 公益財団法人茨城県体育協会

茨城県スポーツ少年団

〒310-0911 水戸市見和1丁目356番地の2

茨城県水戸生涯学習センター分館内

T E L 029(303)7222

F A X 029(350)1400

E-mail ibarakiken@japan-sports.or.jp

小さな掛金、
大きな補償、

スポーツ安全保険[®]

文化活動やボランティア活動等もご加入できます

ご加入は
インターネット
でのお手続きが
便利です。

[引受幹事保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社

[共同引受保険会社(2021年4月予定)]

あいおいニッセイ同和/共栄火災/損保ジャパン/大同火災/
東京海上日動/日新火災/三井住友海上/AIG損保

保険の詳細内容、資料の請求は、
ホームページをご覧ください。
<https://www.sportsanzen.org>

スポーツ安全保険

検索

